

2024年5月

当法人の消費税に関する取扱いについて

特定非営利活動法人食品安全ネットワーク
理事長 宮尾 宗央

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は当法人の活動にご理解とご協力を頂きましてありがとうございます。

令和5年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されました。
それに伴い、インボイス登録番号など事務局へ多くのお問い合わせを頂いております。

当法人の消費税に関する取扱いについては下記の通りとなります。

ご参考いただければ幸甚です。

皆様の益々のご活躍を祈念いたします。

敬具

記

①当法人は免税事業者となります。

②当法人はインボイス登録を行っておりません。

③年会費については、消費税の対象となりませんので仕入税額控除の対象ではありません。

（参考 国税庁 HP [<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6467.htm>])

④当法人が開催する食品衛生7S基礎講座などのセミナー参加費については仕入税額控除の対象となります。前2項の通りインボイス登録を行っておりませんので、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置を適用して頂くことになります。

（参考 国税庁 HP [<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-15.pdf>])

※詳しくは国税庁、最寄りの税務署、税理士等専門家へご確認ください。

以上